

2018 March

3

No.817

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■神崎市 城原川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 入社・退社される方が多い時期となりました..... 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 平成30年度の佐賀支部の保険料率は変更となります..... 4
- ・ 平成30年度の健康診断のご案内 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 4月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になりました..... 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ 入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に参加していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。



報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物支給も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いいたします。（コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動払出しているため）

資格喪失届 従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

①退職した日

②死亡した日

③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日

ただし、次の事由のみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。

④厚生年金保険については、70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）

⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日（75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日）

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。



被保険者証（健康保険証）を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証（本人・家族）を添付してください。

紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

・健康保険の任意継続被保険者となる。（退職後20日以内の手続きが必要です。）

・国民健康保険の加入者となる。

・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。

住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課

TEL 0952-31-4191
TEL 0955-72-5162
TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 日本に住所を有する厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた日本に住所を有する配偶者が60歳未満の場合についても同様です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または一部免除（失業による特例認定）を受けられることがあります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。
- 20歳から50歳未満の方を対象とした保険料の納付が猶予される保険料納付猶予制度もあります。
- 学生の方を対象とした学生納付特例制度もあります。

国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。



お問い合わせ先

- | | | |
|-----------|-------|------------------|
| ● 佐賀年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0952-31-4191 |
| ● 唐津年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0955-72-5163 |
| ● 武雄年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0954-23-0121 |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年3月分保険料の納付期限は平成30年5月1日（火）です。

平成30年度の佐賀支部の保険料率は変更となります

(4月納付分～)

※任意継続被保険者は平成30年4月分から(平成30年4月納付分から)

平成30年2月分(3月納付分)まで

平成30年3月分(4月納付分)以降

● 健康保険料率 10.47%



10.61%

● 介護保険料率(※) 1.65%



1.57%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加わります。

佐賀支部の健康保険料率は、全国平均10.00%より0.61%高く、**全国一の保険料率**です。

保険料率については、平成30年2月の納入告知書に料額表とあわせてチラシを同封しておりますので、ご確認ください。協会けんぽホームページでも確認いただけます。

どうして高いの？ どうすれば保険料率は下がるの？

その主な要因として、「医療費が高いこと」があげられます。

佐賀支部の加入者一人当たり医療費は、平成28年度で198,639円であり、全国平均と比べて24,592円も差があります。

そこで佐賀支部では、保険料率上昇に大きく影響する医療費を抑制するために、下記の取り組みを行っています。加入者の皆様におかれましても、これ以上の保険料率上昇を抑制するために、協会けんぽの取り組みにご協力いただきますとともに、今回の保険料率改定へご理解のほどお願い申し上げます。

価格が安く、効果が同等と認められているジェネリック医薬品の利用をお勧めしています。

**ジェネリック
医薬品の
さらなる利用**

**健康保険証の
正しい利用**

はしご受診をやめ、かかりつけ医をもちましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術では健康保険は使えません。

**保険料率
引き下げ**

健康保険証を誤って使用されないよう、退職後など、資格が切れた健康保険証の確実な回収をお願いします。

**健康保険の
確実な
切り替え**

**健診・保健指導
健康づくり**

毎年健診を受診しましょう。病気の早期発見・早期治療・健康保持で医療費を低く抑えることができます。



加入者の皆様、お一人おひとりの健康の積み重ねが、保険料率を下げる大きな力になります。ご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

平成30年度の健康診断のご案内

生活習慣病予防健診【35歳以上の被保険者】

3月下旬に

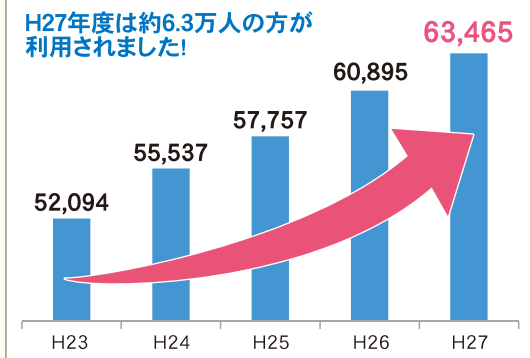
対象者様名を印字した
健診申込書を
事業所様にお送りします。



申込書には平成30年1月5日時点の情報で対象者氏名を印字しています。
それ以降に加入された対象者様の申し込みにつきましては、
同封しておりますパンフレットをご確認ください。

まだ利用されていない事業所様!
30年度からはぜひご利用ください!!

《佐賀県内で生活習慣病予防健診を受診した人数》



※出典：全国健康保険協会事業年報

生活習慣病予防健診のメリット

- **定期健康診断**として利用できる! (労働安全衛生法の一般的な検査項目を含んでいます)
- **「がん検診」**がセット! (肺・胃・大腸・乳・子宮)
- 健診費用の**補助**がある! (約18,500円の健診が約**7,000**円の負担で受診可能!)
- **無料**で健康づくりのプロによる特定保健指導が受けられる!
(生活習慣改善のためのサポートを専門職が無料で行います)

特定健診【40歳以上の被扶養者】

特定健診を受診する際に必要な
「受診券」を、

4月上旬に

被保険者様の登録ご住所へ
直接お送りします。

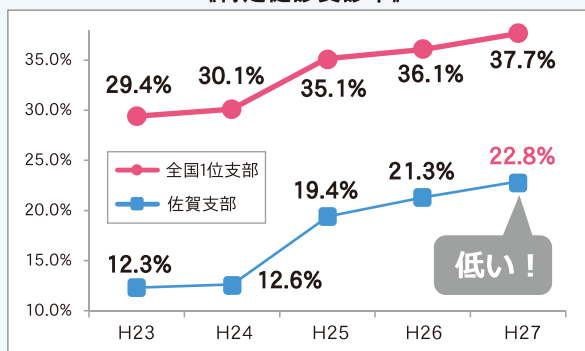
(平成30年1月19日時点でのデータでお送りします)



※当協会に登録されている住所が、旧住所等の理由により郵送できなかった場合は、事業主様宛にお送りします。被保険者様等を通じて、被扶養者様のお手元に届くようご協力をお願いします。

**被保険者様を通じてご家族様にも
健診を受けていただくよう
周知をお願いします!!**

《特定健診受診率》



※出典：全国健康保険協会事業年報

佐賀支部加入の40歳～74歳の被扶養者のうち、
5人に1人しか受診されていない現状です。
生活習慣病は、ほとんど自覚症状なく進行します。
大切なご家族様も、年に1度は健診を必ず受けましょう!



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!



平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】

地 区	平成30年	会 場
武雄会場	4月19日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	4月20日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	4月23日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二タ子3-155-4)
鳥栖会場	4月25日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…50名 鳥栖・武雄・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

对象者

新しく社会保険の事務担当になられた方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

＜キリトリ線＞



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です	
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』			
	(武 雄 ・ 佐 賀 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場 平 成 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事 業 所 名				
事業所所在地	〒			
	事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

「女性の活躍推進企業データベース」が スマートフォン版になりました ～就活生や消費者、投資家にアピールするチャンスです～

女性の活躍推進企業 データベース

厚生労働省

厚生労働省



厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。平成29年12月から「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になったことにより、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれます。学生や投資家をはじめ広く自社の取組をアピール出来るチャンスが増えますので、ぜひ登録・公表をお願いします。



こちらを
読み取り

データベースを利用するメリット

- ✓ 取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができ**イメージアップ**につながります。
- ✓ 採用活動における**アピールポイント**になり、優秀な人材の採用につながります。

「女性の活躍推進企業データベース」 登録企業からの声

- ✓ データベースを見た女子学生から応募が増え、**優秀な人材を採用**できた。
- ✓ 掲載したことで取引先から良い評価をもらい、**イメージアップ**につながった。
- ✓ 学生の女性活躍に対する関心も高くなってきており、採用活動における**アピールポイント**になっている。

掲載項目

求職者が注目する掲載項目

採用者に占める女性の割合
平均勤続年数又は採用10年前後の継続雇用率
育児休業取得率
月平均残業時間
年次有給休暇取得率
女性管理職の割合

その他掲載項目

採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比
労働者に占める女性労働者の割合
係長級にある者に占める女性労働者の割合
役員に占める女性の割合
男女別の職種または雇用形態の転換実績
男女別の再雇用または中途採用の実績
企業認定の有無

女性活躍 データベース

検索

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

※女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主であることの「認定」(「えるぼし」認定)を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。



厚生労働省 雇用環境・均等局

佐賀労働局雇用環境・均等室 (0952-32-7218)

平成30年 4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 年金事務所 延長相談 19時まで	3 鹿島市役所 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 年金事務所 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (東庁舎) (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30					

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
鹿島市役所第2庁舎 (5月まで変更)	第1・3火曜日 10:00～16:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております
ので、希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

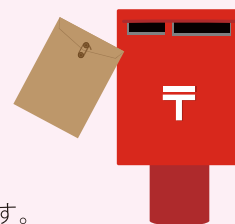
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



中国・雲南省の山奥にモン族という少数民族が住んでいます。この地域は「女の国」と呼ばれていて、道路工事や家事・育児もすべて女性が行い、母方の血縁で家族を形成する母系社会。結婚は通い婚で、夫には子どもの養育権はなく妻子を養う義務もない。父親という文字すら無いというのです。

この地域特有の女性の悩みを聞いてみると「全くありません。女性の悩みってなんですか?」と。男性は「ただの景色だ」と答えるそうです。

これは極端な例にしても、「男性帝国は滅びる」との未来予測もあるようなので、多様性のあるしなやかな組織をつくるためのヒントなのかもしれません。(山)